

熊本県公安委員会事務専決規則及び熊本県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する訓令の運用について(通達)

平成 14 年 3 月 29 日

熊警第 340 号

熊本県公安委員会事務専決規則(平成 12 年熊本県公安委員会規則第 8 号)及び熊本県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する訓令(平成 12 年熊本県警察本部訓令甲第 8 号。以下「訓令」という。)に基づき専決した事務の件数の報告については、平成 14 年 4 月 1 日から下記により取り扱うこととしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、熊本県公安委員会事務専決規則及び熊本県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する訓令の運用について(平成 12 年 9 月 5 日付け熊警第 3786 号例規)は、廃止する。

記

1 警察本部長への報告(訓令第 3 条関係)

各部の部長は、部の所掌に係る事務の専決件数を取りまとめ、部長会議において報告すること。

2 報告様式等

生活安全部及び交通部の所掌に係る事務の専決件数にあつては、熊本県公安委員会事務専決件数報告書(別添)により、それぞれ報告すること。

なお、警務部、刑事部及び警備部の所掌に係る事務の専決件数にあつては、特に様式を定めず、必要に応じて、別添の報告書に準じた様式により報告すること。

別添(略)